

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設選定基準

1 趣旨

この選定基準は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調達要項（案）に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における弁当調製施設の選定について、万全を期すため必要な事項を定める。

2 国民体育大会に対する理解

国体に理解があり、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 対象施設

- (1) 指宿市内に事業所所在地がある業者。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 食品衛生法等の関係法令の規定による営業許可を受けている業者。

4 施設の衛生管理

- (1) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票での評価が80点以上であること。
- (2) 過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (3) 検食は、完成した弁当とマジックで日付を書いた紙を清潔な容器（ビニール等）に密閉して1日分ずつ-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国体開催前の1か月以内に検便検査（赤痢菌，サルモネラ属菌，腸管出血性大腸菌を含むもの。）を実施すること。
なお、実行委員会から指示があった場合は、ノロウイルスの検査を別途行うこと。

- (5) 食品賠償保険等に加入していること。
- (6) 実行委員会が指定した時刻及び場所に、衛生的に配達できること。
- (7) 弁当容器に以下の項目をラベルシート等で表示できること。

ア 弁当の名称

イ 原材料名（アレルゲン，原料米の産地等の表示を含む。）

ウ 食品添加物

エ 消費期限（時刻まで表示）

オ 保存方法

カ 製造所所在地・製造者名

キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示

ク その他実行委員会が指示する表示

5 施設の調製能力

- (1) 国体期間中の提供可能数が、平日、土、日曜日とも1日当たり100食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- (3) メニューの日替わりが可能であること。
- (4) 栄養バランス・カロリー等に配慮したメニューでの提供が可能であること。

6 施設の対応能力

- (1) 単価に応じた弁当の調製が可能であり、実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (2) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用ビニール袋の提供が可能であること。
- (3) 弁当は保冷効果が持続し、かつ運搬が容易で清潔なダンボール箱等に梱包して納入できること。
- (4) 前日午後6時までの発注で、翌日午前10時30分までの納入が可能であること。
- (5) 配達同日に弁当容器等を回収できること。
- (6) サンプル調査を行うためのサンプルを実行委員会の指示に基づき提供し、当該調査において指摘されたことを改善することが可能であること。
- (7) 荒天等により、競技開催に中止等の変更があった場合、弁当の調製及び納入については実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

7 その他

- (1) 原則として3年以上の営業実績があること。
- (2) 食品に関する法律諸規定が遵守されていること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 上・下水道等の使用料の滞納がないこと。